

岩沼市市税条例等の一部を改正する条例

(岩沼市市税条例の一部改正)

第 1 条 岩沼市市税条例（昭和 3 0 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 7 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(岩沼市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 岩沼市都市計画税条例（昭和 3 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。